

定例教育委員会

議案

議案第35号

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の  
一部改正について

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成29年1月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

# 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則の一部を改正する規則

平成28年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則（平成27年坂井市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「減免」を「減額又は免除（以下「減免」という。）」に改める。

第4条中「即納」を「既納」に改める。

別表（第3条関係）を次のように改める。

番号	区分	減免割合
1	坂井市丸岡城条例（平成18年坂井市条例第120号）第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合（当日に限る。）	免除
2	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
3	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
4	市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
5	旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
6	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
7	教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館条例施行規則(平成27年坂井市教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
(入館料の減免) 第3条 条例第8条第2項の規定により、入館料を <u>減額又は免除</u> （以下「減免」という。）することができる場合は、別表に定めるとおりとする。	(入館料の減免) 第3条 条例第8条第2項の規定により、入館料を <u>減免</u> することができる場合は、別表に定めるとおりとする。
2~4 (略)	2~4 (略)
(入館料の返還) 第4条 <u>既納</u> の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。	(入館料の返還) 第4条 <u>即納</u> の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)

番号	区分	減免割合	区分	減免割合
1	坂井市丸岡城条例（平成18年坂井市条例第120号）第6条第1項の規定による観覧料を納付している場合（当日に限り）	免除		
2	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利する場合	免除	① 市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
3	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除	② 施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
4	市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除	③ 市内の小中学校の児童、生徒が教職員の引率で入館する場合及びその引率する教職員	免除
5	旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除	④ 旅行社等が団体で入館する場合の引率者又はその下見で入館する場合	免除
6	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%	⑤ 市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
7	教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下	⑥ 教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

議案第36号

坂井市文化の森・YURI 文化情報交流館条例施行規則の  
一部改正について

坂井市文化の森・YURI 文化情報交流館条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成29年1月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

# 坂井市文化の森・YUR I 文化情報交流館条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市文化の森・YUR I 文化情報交流館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項中「全部又は一部の免除」を「減額又は免除」に改め、同項後段を削り、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により、利用料金の減額又は免除をすることができる場合は、別表に定めるとおりとする。

第10条に次の1項を加える。

3 減額後の利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第13条第8号中「次条」を「第15条」に改め、同条第9号中「第15条」を「第16条」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

番号	区分	減免割合
1	市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
2	施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
3	市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
4	市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	50%
5	教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	50%以下

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の施設の減額又は免除について、この規則による改正後の坂井市文化の森・YUR I 文化情報交流館条例施行規則の規定の例により減額又は免除をすることができる。

坂井市文化の森・YURI文化情報交流館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第28号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(利用料金の<u>減免</u>)</p> <p>第10条 条例第11条の規定により文化の森(条例第2条第1号エの施設は除く。)の利用料金の<u>減額又は免除</u>を受けようとする者は、文化の森・YURI文化情報交流館利用料金免除申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(利用料金の<u>免除</u>)</p> <p>第10条 条例第11条の規定により文化の森(条例第2条第1号エの施設は除く。)の利用料金の<u>全部又は一部の免除</u>を受けようとする者は、文化の森・YURI文化情報交流館利用料金免除申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。<u>利用料金の全部又は一部を免除ができる場合及び割合は次の各号に掲げる場合とし、免除ができる利用料金の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合及び額とする。</u></p> <p>(1) <u>入場料又はこれに類するものを徴収しない事業又は収益を目的としない事業で次の事項に該当するもの</u></p> <p>ア <u>市が主催する事業であって、条例第1条に規定する設置目的(以下「設置目的」という。)に添ったものに利用する場合 100パーセント</u></p> <p>イ <u>市が主催又は共催する事業であって、設置目的に添ったもの以外に利用する場合 50パーセント</u></p> <p>ウ <u>市が共催する事業であって設置目的に添ったものに利用する場合 50パーセント</u></p> <p>エ <u>国、県、県内の市町村又は芸術文化の振興を主たる目的とする団体で坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めるものが主催する事業であって設置目的に添ったものに利用する場合 50パーセント</u></p>

オ 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。)が実施する事業であって、設置目的に添ったものに利用する次に掲げる場合

(ア) 坂井市立の学校が主催し、学校行事の一環として利用する場合 100パーセント

(イ) 坂井市立以外の学校(県内の市町村)が主催し、学校行事の一環として利用する場合 50パーセント

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき設置された児童福祉施設が実施する事業であって、設置目的に添ったものに利用する場合

(ア) 坂井市立の児童福祉施設が主催し、施設行事の一環として利用する場合 100パーセント

(イ) 坂井市立以外の施設(県内)が主催し、施設行事の一環として利用する場合 50パーセント

キ 坂井市文化協会が主催する事業又は坂井市文化協会との共催事業で設置目的に添ったものに利用する場合 50パーセント

ク 市の補助する非営利団体又は法人(社会教育関係団体、福祉団体等)で設置目的に添ったものに利用する場合 50パーセント

ケ 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が公益上特に必要があると認める額とする。ただし、この場合においては、指定管理者は教育委員会に協議するものとする。

2 前項の規定により、利用料金の減額又は免除をすることができる場合は、別表第に定めるとおりとする。

3 減額後の利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 第15条各号のいずれかに該当する者に対しては、その入場を拒否し、又は退場させること。

(9) 施設の入場者に、第16条各号に掲げる事項を守らせること。

(10) (略)

2 坂井市文化協会が主催する事業又は坂井市文化協会との共催事業で、入場料その他これに類する額が2,000円未満の場合は、第1項の申請があったときは、入場料徴収による利用料金に加算する規定は適用しない。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条各号のいずれかに該当する者に対しては、その入場を拒否し、又は退場させること。

(9) 施設の入場者に、第15条各号に掲げる事項を守らせること。

(10) (略)

## 附 則

別表(第10条関係)

番号	区分	減免割合
1	<u>市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合</u>	免除
2	<u>施設の指定管理者が指定管理業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合</u>	免除
3	<u>市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合</u>	免除
4	<u>市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する</u>	50%
5	<u>市長又は教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合</u>	50%以下

## 附 則

議案第37号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成29年1月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫